

蒲郡市移住定住相談窓口登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住定住に資する情報提供及び相談支援を行う団体及び事業者を蒲郡市移住定住相談窓口（以下「相談窓口」という。）として登録し、本市への移住定住希望者及び本市に移住した者（以下「移住者」という。）に対して、その情報の提供又は紹介を行うことにより、本市への移住定住の促進を図ることを目的とし、相談窓口の登録、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口が行う事項)

第2条 相談窓口は、本市への移住定住の促進に結び付く、次に掲げる情報提供及び相談支援の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 住まいに関すること（賃貸又は売買物件情報及び空き家の紹介等）。
- (2) 仕事に関すること（求人情報の紹介、創業支援、コワーキングスペース等の提供等）。
- (3) 生活環境に関すること（買物環境や地域医療など地域の特性等の紹介）。
- (4) 子育てに関すること（地域での子育て相談等）。
- (5) 先輩移住者の紹介。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、移住定住に資すること。

(登録申請等)

第3条 相談窓口の登録を希望する団体又は事業者は、蒲郡市移住定住相談窓口登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当であると認める場合は、相談窓口として登録するものとする。ただし、次の各号にいずれかに該当する場合は、登録を行わないものとする。

- (1) 法令等に違反している場合又はその恐れがある場合
- (2) 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する場合
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的として活動する場合
- (4) 市に納付すべき税等を滞納している場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が相談窓口への登録が適当でないと認める

場合

- 3 相談窓口の登録期間は、登録の日から1年間とする。ただし、登録内容に変更がなく、かつ、登録期間満了時までには辞退の申出がない場合は、登録期間を1年間延長するものとし、その後において登録期間が満了した場合も同様とする。
- 4 相談窓口の活動に対する報酬は、無報酬とする。

(登録の変更)

第4条 前条第2項の規定により相談窓口の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録された内容に変更があったときは、蒲郡市移住定住相談窓口登録変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退等)

第5条 登録者は、登録を辞退しようとする場合は、蒲郡市移住定住相談窓口登録辞退届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は相談窓口の登録を予告なく取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが認められるとき。
- (2) 情報提供及び相談支援を行うことで移住定住希望者及び移住者に不利益が生じるおそれがあると認められるとき。
- (3) 相談窓口として登録した連絡先と連絡が取れなくなったとき。

(報告)

第6条 登録者は、市長の求めに応じ、相談状況について報告を行わなければならない。

(市が行う支援)

第7条 市は、本制度の運営に当たり、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 移住定住希望者及び移住者に対する相談窓口の紹介
- (2) 相談窓口に対する市の移住定住促進パンフレット等の提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、本制度の運営に当たり市が必要と認める支援

(個人情報の取扱い)

第8条 相談窓口は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、知り得た移住定住希望者及び移住者の個人情報について、個人の権利利益を侵害することがないように、その取扱いを適正に行うとともに、本制度の運営の目的以外に利用してはならない。

2 相談窓口は、移住定住希望者及び移住者の個人情報について、本人の同意を得た上で、必要な範囲で市に情報提供することができるものとする。

(免責事項)

第9条 市は、移住定住希望者及び移住者に対して相談窓口に関する情報提供又は紹介のみを実施することとし、その後に相談窓口と移住定住希望者及び移住者との間で発生する売買、取引、サービス提供等については、一切関与しないものとする。

2 市は、相談窓口の登録及び運営により発生したトラブル及び損害について、一切の責任を負わないものとし、当該損害を賠償する義務もないものとする。

(処務)

第10条 相談窓口に関する庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。